

官報

号外

平成十一年七月六日

○第四百四十五回 衆議院會議録 第四十三号

平成十一年七月六日(火曜日)

議事日程 第三十二号

平成十一年七月六日

午後零時三十分開議

- 第一 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 任意後見契約に関する法律案(内閣提出)
- 第三 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第四 後見登記等に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 任意後見契約に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第四 後見登記等に関する法律案(内閣提出)
- 国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
- 長提出)
- 衆議院憲法調査会規程案(議院運営委員長提出)

平成十一年七月六日 衆議院會議録第四十三号

午後零時三十二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第四百五十四番、九州選挙区選出議員、林田彪君。

(林田彪君起立、拍手)

日程第一 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)

日程第二 任意後見契約に関する法律案(内閣提出)

閣提出)

日程第三 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

閣提出)

日程第四 後見登記等に関する法律案(内閣提出)

閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、民法の一部を改正する法律案、日程第二、任意後見契約に関する法律案、日程第三、民法の一部を改正する法律案、日程第四、後見登記等に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、日程第四、後見登記等に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

新議員の紹介 民法の一部を改正する法律案外三案

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、日程第四、後見登記等に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

民法の一部を改正する法律案及び同報告書

任意後見契約に関する法律案及び同報告書

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

後見登記等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○杉浦正健君(登壇)

ただいま議題となりました四法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、民法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、これに加えて補助の制度を創設するとともに、聴覚または言語機能に障害のある者が手話通訳等により公正証書遺言をすることができるようにするものであります。

次に、任意後見契約に関する法律案について申し上げます。

本案は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後

見制度を創設しようとするものであります。次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続二關スル法律はか百八十の關係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

最後に、後見登記等に関する法律案について申し上げます。

本案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改め、新たに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法にかわる新たな登記制度を創設し、その登記手続、登記事項の開示方法等を定めようとするものであります。

委員会においては、四案を一括して議題として、去る六月十一日陣内法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同月十五日には参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行い、七月二日これを終了し、採決を行った結果、四案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、民法の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 四案を一括して採決いたします。

四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、四案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会法の一部を改正する法律案及び衆議院憲法調査会規程案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。(退場する者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会法の一部を改正する法律案(議院運営委員

員長提出)

衆議院憲法調査会規程案(議院運営委員長提

出)

○議長(伊藤宗一郎君) 国会法の一部を改正する法律案、衆議院憲法調査会規程案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 中川秀直君。

国会法の一部を改正する法律案
衆議院憲法調査会規程案

〔本号末尾に掲載〕

〔中川秀直君登壇〕

○中川秀直君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。まず、改正の経緯について御説明いたします。去る三月二日、自由民主党、民主党、公明党、自由党、改革クラブの各幹事長から、衆議院に議案提出権を有しない憲法調査会を設置するよう、今国会をめぐりに結論を出すべく協議願いたいとの要請がなされ、これを受け、議会制度に関する協議会におきましては、憲法調査会の設置に關しまして、三月二十四日以来二カ月にわたり五回の協議を重ねてまいりました。しかし、協議会として、完全な意見の一致を見るには至りませんでした。

座長からその旨議長に御報告申し上げましたところ、国会法改正等に関する小委員会において十分慎重に審議するよう改めて要請を受け、六月八日以来五回の小委員会を開会し、慎重かつ熱心な協議を行い、成案を得るに至ったものであります。次に、改正の内容について、順次御説明いたします。

まず、国会法の一部を改正する法律案についてであります。日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとしております。その他、調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定めるものとするものであります。なお、本改正案は、次の常会の召集の日から施行するものとしております。

次に、衆議院憲法調査会規程案についてであります。第一に、調査会は、調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成

して、議長に提出するものとするほか、中間報告書を提出することが出来るものとしております。第二に、調査会は、五十人の委員で組織するものとし、各会派の所属議員数の比率により割り当てることとしております。

第三に、調査会の会長は、委員の互選によるものとするほか、調査会に数人の幹事を置き、調査会の運営に關し協議するため、幹事会を開くことができることとしております。

また、調査会は、小委員会を設けることができるものとしております。

第四に、調査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することが出来るものとしております。

また、委員でない議員に対し必要と認めるときまたは委員でない議員の発言の申し出があったときは、その出席を求めて意見を聞くことができるものとするほか、定足数等についての規定を設けております。

第五に、調査会の会議は公開することとしておりますが、その決議により非公開とすることが出来るものとしております。

以上のほか、政府との関係、傍聴、会議録、事務局等について所要の規定を設けておりますが、それ以外の細則については、調査会の議決によりこれを定めることとしております。

なお、本規程案は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとしております。以上であります。

両案は、本日の議院運営委員会において、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党の賛成多数で起草、提出したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

出席國務大臣

法務大臣 陣内 孝雄君

○議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る一日、次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国家公務員法等の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、昨五日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済協力
局長事務代理 荒木喜代志

(政府委員任命)

一、昨五日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あ

て、五日議長において承認した荒木喜代志を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨五日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(外務省経済協力局長大島賢三の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(応召議員)

一、今六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

比例代表選出

九州

林田 彪君

(議席変更)

一、去る二日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二二六 小野寺五典君
二二七 大石 秀政君
二二八 棚橋 泰文君
二二〇 松本 純君
二二二 田中 和徳君
二二三 山口 泰明君
二二三 阪上 善秀君
二二五 嘉数 知賢君
二二六 竹本 直一君
二二八 大野 松茂君
二二二 横内 正明君
二二三 宮本 一三君
二二三 原田 義昭君
二三四 萩野 浩基君
二二六 坂井 隆憲君
二二七 衛藤 晟一君

二三八 河村 建夫君
二三九 井奥 貞雄君
二四五 大野 功統君
二五三 伊藤 公介君
二六一 船田 元君
二八七 河井 克行君
二八八 田村 憲久君
二八九 岡部 英男君
二九〇 宮島 大典君
二九一 中野 正志君
二九二 菅 義偉君
二九三 桜田 義孝君
二九四 渡辺 博道君
二九五 吉川 貴盛君
二九六 吉田六左門君
二九八 松本 和那君
二九九 渡辺 具能君
三〇〇 岩永 峯一君
三〇一 小林 興起君
三〇二 柳本 卓治君
三〇三 蓮実 進君
三〇四 金田 英行君
三〇五 実川 幸夫君
三〇六 田中眞紀子君
三〇八 宮路 和明君
三〇九 福永 信彦君
三一〇 細田 博之君
三一 坂本 剛二君
三二 松岡 利勝君
三二七 村井 仁君
三二八 二田 孝治君
三二九 斎藤斗志二君

三二〇 平林 鴻三君
三二五 亀井 善之君
三二六 白川 勝彦君
三二七 森山 眞弓君
三二八 亀井 久興君
三三三 堀之内久男君
三三五 稲垣 実男君
三七三 倉成 正和君
三七四 岩下 栄一君
三七五 宮腰 光寛君
三七六 奥谷 通君
三七七 戸井田 徹君
三七八 渡辺 喜美君
三七九 佐藤 勉君
三八〇 下村 博文君
三八一 木村 隆秀君
三八二 目片 信君
三八三 松田 仁君
三八四 奥山 茂彦君
三八五 西川 公也君
三八六 小林 多門君
三八七 山本 公一君
三八八 米田 建三君
三八九 山本 幸三君
三九〇 栗原 裕康君
三九一 鴨下 一郎君
三九二 小野 晋也君
三九三 森 英介君
三九四 山口 俊一君
三九五 山本 有二君
三九六 鈴木 俊一君
三九七 石原 伸晃君

三九八 赤城 徳彦君
三九九 仲村 正治君
四〇〇 谷津 義男君
四〇一 杉浦 正健君
四〇二 江口 一雄君
四〇三 鈴木 恒夫君
四〇四 中山 成彬君
四〇五 植竹 繁雄君
四〇六 小川 元君
四〇七 額賀福志郎君
四〇八 自見庄三郎君
四〇九 牧野 隆守君
四一〇 高橋 一郎君
四一一 持永 和見君
四一二 虎島 和夫君
四一三 杉山 憲夫君
四一四 古賀 正浩君
四一六 奥田 幹生君
四一七 桜井 新君
四一八 森田 一君
四一九 小杉 隆君
四二〇 白井日出男君
四二一 平沼 赳夫君
四二二 久間 章生君
四二七 小里 貞利君
四二八 中村正三郎君
四二九 保利 耕輔君
四三〇 亀井 静香君
四三一 丹羽 雄哉君
四五一 小島 敏男君
四五二 水野 賢一君
四五三 木村 勉君

決算行政監視委員会

理事 熊谷 市雄君(理事栗本慎一郎君去る)

六月十四日委員辞任につきその補

欠

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

亀井 静香君

小島 敏男君

虎島 和夫君

小野 晋也君

松田 仁君

大村 秀章君

武藤 嘉文君

桜井 郁三君

石田幸四郎君

石垣 一夫君

鰐淵 俊之君

西村 眞悟君

石井 郁子君

穀田 恵二君

深田 肇君

濱田 健一君

笹木 竜三君

中田 宏君

小野 晋也君

虎島 和夫君

大村 秀章君

松田 仁君

桜井 郁三君

武藤 嘉文君

石垣 一夫君

石田幸四郎君

西村 眞悟君

鰐淵 俊之君

石井 眞悟君

石井 郁子君

穀田 恵二君

深田 肇君

濱田 健一君

笹木 竜三君

中田 宏君

亀井 静香君

小島 敏男君

補欠

大蔵委員

御法川英文君

辞任

坂本 剛二君

文教委員

辞任

補欠

中路 雅弘君

石井 郁子君

山原健二郎君

藤木 洋子君

石井 郁子君

中路 雅弘君

藤木 洋子君

山原健二郎君

運輸委員

辞任

補欠

宮島 大典君

岩永 峯一君

望月 義夫君

小野寺五典君

赤松 広隆君

鍵田 節哉君

倉田 栄喜君

木村 太郎君

岩浅 嘉仁君

達増 拓也君

鍵田 節哉君

辻 一彦君

岩永 峯一君

宮島 大典君

小野寺五典君

望月 義夫君

辻 一彦君

赤松 広隆君

木村 太郎君

倉田 栄喜君

達増 拓也君

岩浅 嘉仁君

科学技術委員

補欠

望月 義夫君

渡辺 博道君

鍵田 節哉君

島津 尚純君

島津 尚純君

中川 正春君

渡辺 博道君

望月 義夫君

中川 正春君

鍵田 節哉君

決算行政監視委員

補欠

三塚 博君

安倍 晋三君

矢上 雅義君

奥山 茂彦君

鹿野 道彦君

藤田 幸久君

村山 富市君

保坂 展人君

安倍 晋三君

三塚 博君

奥山 茂彦君

矢上 雅義君

藤田 幸久君

鹿野 道彦君

保坂 展人君

村山 富市君

環境委員

補欠

辻元 清美君

深田 肇君

法務委員

補欠

加藤 紘一君

望月 義夫君

河村 建夫君

古屋 圭司君

笹川 堯君

小坂 憲次君

渡辺 喜美君

大石 秀政君

権藤 恒夫君

武山百合子君

大石 秀政君

渡辺 喜美君

小坂 憲次君

笹川 堯君

河村 建夫君

加藤 紘一君

望月 義夫君

権藤 恒夫君

武山百合子君

外務委員

補欠

阪上 善秀君

松田 仁君

松田 仁君

阪上 善秀君

安全保障委員

補欠

辻元 清美君

深田 肇君

環境委員

補欠

大野 松茂君

熊谷 市雄君

戸井田 徹君

茂木 敏充君

欠

六月十四日委員辞任につきその補

理事 塩谷 立君(理事栗本慎一郎君去る)

文教委員会

理事を補欠選任した。

一、去る一日、常任委員会において、次のとおり

(理事補欠選任)

四九八 河野 太郎君

四九七 大村 秀章君

四九六 新藤 義孝君

四九五 園田 修光君

四九四 江渡 聡徳君

四九三 伊藤 達也君

四九二 小此木八郎君

四九一 熊谷 市雄君

四九〇 砂田 圭佑君

四八九 塩谷 立君

四八八 谷畑 孝君

四八七 佐藤 静雄君

四八六 増田 敏男君

四八五 福田 康夫君

四八四 久野統一郎君

四八三 穂積 良行君

四八二 笹川 堯君

四八一 藤井 孝男君

四八〇 中馬 弘毅君

五〇〇

西 博義君 久保 哲司君
土井たか子君 中川 智子君
熊谷 市雄君 大野 松茂君
茂木 敏充君 戸井田 徹君
久保 哲司君 西 博義君
中川 智子君 土井たか子君

(公聴会開会承認)

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題

国旗及び国歌に関する法律案(内閣提出)について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成十一年七月一日

内閣委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

(議案撤回通知書受領)

一、昨五日、参議院から、一月二十九日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した

旨の通知書を受領した。
ダイオキシソ類対策特別措置法案(山下栄一君外三名提出)

一、昨五日、参議院から、二月二十二日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

ダイオキシソ類汚染対策緊急措置法案(小川勝也君外四名提出)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(小川勝也君外四名提出)

一、昨五日、参議院から、五月二十六日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

ダイオキシソ類に係る発生の未然防止、排出の規制及び汚染の除去等に関する緊急措置法案(岩佐恵美君外二名提出)

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「絵に描いた餅」の被害者通知制度に関する質問主意書(保坂展人君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員辻一彦君提出北陸新幹線若狭ルート堅持に関する質問に対する答弁書

平成十一年五月二十七日提出

質問 第三二二号

北陸新幹線若狭ルート堅持に関する質問主意書

書

提出者 辻 一彦

北陸新幹線若狭ルート堅持に関する質問主意書

今日、整備新幹線の見直し論議が与党中心に進められているが、この中で特に北陸新幹線が集中的に取り上げられ、若狭ルートの切り捨てとの方向が出ている。北陸新幹線は全国新幹線整備法により昭和四十八年十一月十三日、北陸新幹線整備計画・若狭ルートが政府決定された。以来福井県、特に若狭の住民は、この三十年近く、いつか新幹線が通る」という悲願で生きてきた。そのため原発銀座を許容するという苦渋の選択を受け入れてきたのである。

若狭回り新幹線の実現は日本海国土軸の構想、日本海沿いの高速交通網の軸として二十一世紀のかなめとして欠かせない。東海道新幹線の代替、第二動脈としても必要である。さらに、日本海・北陸地区などと大阪との経済的・人的結びつきは大きい。また、大阪までのルート周辺への恩恵は計り知れないものがある。大阪への距離は、米原回り若狭回りはほぼ同じである。単に東京へ行くのに便利というのは未来を無視した考え方である。

これらを考えても一方的な財源節約優先の判断は許せない。均衡ある国土の発展・第二動脈の確保などを考えるならば若狭ルートこそ、国家百年の大計、未来の選択である。

この時に政府決定の若狭ルートを切り捨て米原ルートに転換を図る動きは、福井県民・若狭住民の長年の夢を踏みしめるものであり、断じて認めることの出来ないものである。今や福井県・奥南地区・若狭地方では自治体・商工・経済団体を先頭に住民の怒りが渦巻いている現状である。

以上の基本的態度に立つて政府に対し、以下四点を質問する。

一 北陸新幹線は東海道新幹線に東海地震等の万一の災害があった時、日本の最大都市東京と大阪を直結する最重要代替路線である。東京・大阪並びにその周辺は日本最大の人口集中地域であり経済の中核地域である。これだけの経済力をもつ我が国がこの二大地点を結ぶのに一本の新幹線鉄道しか持たないとは考えられないことであり、国土の維持経営から考えても代替路線は不可欠である。仮に数千億円の経費がこのためかかったとしても代替路線はぜひ確立をすべきである。

政府は万一に備えた代替路線第二動脈の必要性、重要性をどのように認識しているか、明らかにされたい。

二 若狭地方は世界最大・日本一の原子力発電基地である。この日本一の原子力発電地域を国土の均衡ある発展から取り残すことのないようにするのは政治の責任である。平成十一年現在で、十五基二千三百万キロワット、その移出電力は関西経済圏の約半分、大阪、京都の全電力量をまかなっている。これだけの原子力発電基地の立地と維持には地元自治体・住民の並々ならぬ理解と苦勞があるといわねばならない。これだけエネルギー電力供給に貢献している自治体・住民に対し、地域振興の最たるもので、しかも既に政府決定されている若狭ルートを切り捨て、国土の均衡ある発展から取り残されることを政府は認めるのかどうか。

三 日本経済の将来の発展方向は環日本海経済圏にあることは明らかである。現在日本経済は沈

滞しているが、これだけの教育を受けた働き手があり、技術・資本・人口をもつ我が国はいずれ経済再生発展の日が来ることは疑いない。その時、欧州、北米経済圏に匹敵するものが環日本海経済圏であり、その発展のためには、関西経済圏と日本海経済圏が直結されるべきであり、まさにこれこそが北陸新幹線若狭ルートである。

北陸新幹線の大動脈は横に曲げるのではなく、関西・大阪―日本海・敦賀は若狭ルートを経て直結されるべきである。環日本海経済圏の発展方向と日本海国土軸の在り方から若狭ルートをとるに考えているのか。

四 用地取得の難易、工事費から財源節約のため米原ルートをとると果たして言い得るのか。政府は昭和四十七―四十八年若狭ルートが決定された理由として、当時敦賀―米原ルート、敦賀―大阪直結若狭ルートがあったが、用地取得、工事費、工期から若狭ルートと決定されたと国会で答弁している。これは米原ルートは、東海道新幹線が過密で北陸からの乗り入れが出来ず、このため米原―大阪間にもう一本の複線が必要であり、これは現実無理と見て若狭ルートを採択したものと推察されるが、この東海道新幹線の過密状況は、今日も何ら変わらず、むしろ増えていると思える。敦賀―米原―大阪につながる途がなぜ財源として節減できるのかを試算して若狭ルートと比較して明らかにされたか。

最後に世界最大の原子力エネルギー基地・福井県、若狭の自治体と住民の三十年の悲願を政府は汲み取るべきことを今一度強く主張する。

右質問する。

内閣衆質一四五第三号
平成十一年七月二日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員辻一彦君提出北陸新幹線若狭ルート堅持に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻一彦君提出北陸新幹線若狭ルート堅持に関する質問に対する答弁書
一について

政府としては、「全国総合開発計画について」(平成十年三月三十一日閣議決定)において、交通体系全体としての安全性確保の観点から、必要なネットワークの多重化、多元化を図ることとしているところである。

北陸新幹線については、こうした点も踏まえつつ、「整備新幹線の取扱いについて」(平成八年十二月二十五日政府与党合意)及び「政府与党整備新幹線検討委員会における検討結果」(平成十年一月二十一日政府与党整備新幹線検討委員会)等における基本的枠組みに基づき、その整備を推進しているところである。

二について

全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第七条第一項に基づき運輸大臣が決定した現行の整備計画によれば、北陸新幹線の主要な経過地として、小浜市附近が定められているところである。

この経過地を含めた整備計画路線の取扱いについては、政府、与党、営業主、関係地方公

共団体等関係者間で十分に協議、検討した上で決定することとしている。

三について

政府としては、「全国総合開発計画について」において、「日本海国土軸」を始めとする複数の国土軸が相互に連携することにより形成される多軸型の国土構造を目指すこととしており、交通体系の整備についても、長期的な国土軸の形成を展望しつつ進めることとしているところである。

北陸新幹線については、こうした点も踏まえつつ、「整備新幹線の取扱いについて」及び「政府与党整備新幹線検討委員会における検討結果」等における基本的枠組みに基づき、その整備を推進しているところである。

四について

全国新幹線鉄道整備法第七条第一項に基づき運輸大臣が決定した現行の整備計画によれば、北陸新幹線の主要な経過地として、小浜市附近が定められているところである。

この経過地を含めた整備計画路線の取扱いについては、政府、与党、営業主、関係地方公共団体等関係者間で十分に協議、検討した上で決定することとしており、現時点における両ルートの建設費の比較は行っていない。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員東順治君提出入権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年七月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二日、内閣から、衆議院議員中川智子君提出案書クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年八月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

民法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年三月十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 扶養」を「第五章の二 保佐及び補助」に改める。

第七條中「心神喪失ノ」を「精神上ノ障害ニ因リ」

事理ヲ弁識スル能力ヲ欠ク」に、「後見人、保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 後見開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ成年被後見人トシテ之ニ成年後見人ヲ付ス

第九條中「禁治産者ノ行為」を「成年被後見人ノ

法律行為に改め、同条に次のただし書を加える。

但日用品ノ購入其他日常生活ニ關スル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十條中「禁治産ノ原因を」第七條ニ定メタル原因に、「第七條ニ掲ゲタル者」を「本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人（未成年後見人及ビ成年後見人ヲ謂フ以下同ジ）、後見監督人（未成年後見監督人及ビ成年後見監督人ヲ謂フ以下同ジ）又ハ檢察官」に、「其宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ著シク不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十一條の次に次の一條を加える。

第十一條ノ二 保佐開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被保佐人トシテ之ニ保佐人ヲ付ス

第十二條第一項中「準禁治産者」を「被保佐人」に改め、同項に次のただし書を加える。

但第九條但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二條第一項第三号中「又ハ重要ナル財産を」其他重要ナル財産に改め、同項第六号を次のように改める。

六 相続ノ承認若クハ放棄又ハ遺産ノ分割ヲ為スコト

「第十一條本文ニ掲ゲタル者又ハ保佐人若クハ保佐監督人ノ請求ニ因リ被保佐人」に、「同意アル」を「同意ヲ得ル」に、「旨ヲ宣告スル」を「旨ノ審判ヲ為ス」に改め、同項に次のただし書を加える。

但第九條但書ニ定メタル行為ニ付テハ此限ニ在ラズ

第十二條第三項中「前二項ノ規定ニ反スル行為」を「保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノ」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

保佐人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ保佐人ガ被保佐人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被保佐人ノ請求ニ因リ保佐人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

第十三條を次のように改める。

第十三條 第十一條本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ保佐開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前條第二項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

第十四條から第十八條までを次のように改める。

第十四條 精神上ノ障害ニ因リ事理ヲ弁識スル能力ガ不十分ナル者ニ付テハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スコトヲ得但第七條又ハ

第十一條本文ニ定メタル原因アル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

本人以外ノ者ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス

補助開始ノ審判ハ第十六條第一項ノ審判又ハ第八百七十六條の九第一項ノ審判ト共ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第十五條 補助開始ノ審判ヲ受ケタル者ハ被補助人トシテ之ニ補助人ヲ付ス

第十六條 家庭裁判所ハ第十四條第一項本文ニ掲ゲタル者又ハ補助人若クハ補助監督人ノ請求ニ因リ被補助人ガ特定ノ法律行為ヲ為スニハ其補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル旨ノ審判ヲ為スコトヲ得但其同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ハ第十二條第一項ニ定メタル行為ノ一部ニ限ル

本人以外ノ者ノ請求ニ因リ前項ノ審判ヲ為スニハ本人ノ同意アルコトヲ要ス

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニ付キ補助人ガ被補助人ノ利益ヲ害スル虞ナキニ拘ラズ同意ヲ為サザルトキハ家庭裁判所ハ被補助人ノ請求ニ因リ補助人ノ同意ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得

補助人ノ同意ヲ得ルコトヲ要スル行為ニシテ其同意又ハ之ニ代ハル許可ヲ得ズシテ為シタルモノハ之ヲ取消スコトヲ得

第十七條 第十四條第一項本文ニ定メタル原因止ミタルトキハ家庭裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

家庭裁判所ハ前項ニ掲ゲタル者ノ請求ニ因リ前條第一項ノ審判ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

得

前條第一項ノ審判及ビ第八百七十六條の九第一項ノ審判ヲ總テ取消ス場合ニ於テハ家庭裁判所ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

第十八條 後見開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ被保佐人又ハ被補助人ナルトキハ家庭裁判所ハ其本人ニ係リ保佐開始又ハ補助開始ノ審判ヲ取消スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ保佐開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被補助人ナルトキ又ハ補助開始ノ審判ヲ為ス場合ニ於テ本人ガ成年被後見人若クハ被保佐人ナルトキニ之ヲ準用ス

第十九條第一項中「無能力者」を「制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及ビ第十六條第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人ヲ謂フ以下同ジ）ノ」に、「其無能力者」を「其制限能力者」に、「一個月」を「一箇月」に、「若シ無能力者」を「若シ其制限能力者」に改め、同條第二項中「無能力者」を「制限能力者」に、「法定代理人」を「其法定代理人、保佐人又ハ補助人」に改め、同條第四項中「準禁治産者」を「被保佐人又ハ第十六條第一項ノ審判ヲ受ケタル被補助人」に、「保佐人ノ同意ヲ得テ其行為ヲ追認スベキ旨」を「其保佐人又ハ補助人ノ追認ヲ得ベキ旨」に、「準禁治産者ガ」を「其被保佐人又ハ被補助人ガ」に、「右ノ同意」を「右ノ追認」に改める。

第二十條中「無能力者」を「制限能力者」に、「用ナタル」を「用ヒタル」に改める。

第九十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第一百十一條第一項第二号中、「禁治産又ハ破産」を「若クハ破産又ハ代理人ガ後見開始ノ審判ヲ受

ケタルコトに改める。

第二百二十条中「取消シ」を「能力ノ制限ニ因リテ取消シ」に、「無能力者若クハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者、其代理人又ハ承継人」を「制限能力者又ハ其代理人、承継人若クハ同意ヲ為スコトヲ得ル者」に改め、同条に次の一項を加える。

詐欺又ハ強迫ニ因リテ取消シ得ベキ行為ハ瑕疵アル意思表示ヲ為シタル者又ハ其代理人若クハ承継人ニ限り之ヲ取消スコトヲ得

第二百一十一条ただし書中「無能力者」を「制限能力者」に改める。

第二百二十四条第二項中「禁治産者ガ能力ヲ回復シタル」を「成年被後見人ガ能力者ト為リタル」に改め、同条第三項中「法定代理人」の下に「又ハ制限能力者ノ保佐人若クハ補助人」を加える。

第二百五十八條中「六ヶ月」を「六箇月」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第五百五十九條中「無能力者」を「未成年者又ハ成年被後見人」に、「六ヶ月」を「六箇月」に改める。

第四百四十九條中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第六百五十三條中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第六百七十九條第三号を次のように改める。

三 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

第七百二十三條中「心神喪失ノ」を「精神上ノ障害ニ因リ自己ノ行為ノ責任ヲ弁識スル能力ヲ欠ク状態ニ在ル」に、同条ただし書中「一時ノ心神喪失」を「一時其状態」に改める。

第七百三十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見人」を「成年後見人」に改める。

第七百七十八條中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

に、「禁治産の取消」を「後見開始の審判の取消」に改める。

第七百八十条中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第七百九十四条中「被後見人」の下に「未成年被後見人及び成年被後見人」をいう。以下同じ。」を加える。

第八百一十一条第五項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百三十八條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に改める。

第八百三十九條第一項中「後見人」を「未成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百四十條から第八百四十三條までを次のように改める。

第八百四十條 前条の規定によつて未成年被後見人となるべき者がなくときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害關係人の請求によつて、未成年被後見人を選任する。未成年被後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十一条 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は親権を失つたことによつて未成年被後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年被後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十二条 未成年被後見人は、一人でなければならない。

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年被後見人を選任する。

成年被後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害關係人の請求によつて、又は職権で、成年被後見人を選任する。

成年被後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、更に成年被後見人を選任することができる。

成年被後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年被後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害關係の有無（成年被後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者若しくは成年被後見人との利害關係の有無、成年被後見人の意見その他の一切の事情を考慮しなければならない。）を考慮しなければならない。

第八百四十五条から第八百四十七条までを次のように改める。

第八百四十五条 後見人がその任務を辞したことによつて新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八百四十六条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見人の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは檢察官の請求によつて、又は職権で、これを解任することができる。

第八百四十七条 次に掲げる者は、後見人となる。

一 未成年者

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

三 破産者

四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

五 行方知れない者

第八百四十八條中「後見人」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百四十九條中「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に、「被後見人の親族又は後見人」を「未成年被後見人、その親族若しくは未成年被後見人」に改め、「請求によつて」の下に「又は職権で」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第八百四十九條之二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、成年被後見監督人を選任することができる。

第八百五十二條中「及び」を「第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、」に、「乃至第八百四十六條」を「第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條之二、第八百五十九條之三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條」に、「これを」を「ついで」に改める。

第八百五十七條中「未成年者の後見人」を「未成年被後見人」に、「乃至第八百二十三條」を「第八百二十三條まで」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百四十七條 次に掲げる者は、後見人となる。

一 未成年者

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

三 破産者

四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

五 行方知れない者

第八百四十八條中「後見人」を「未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に改める。

第八百四十九條中「後見監督人」を「未成年被後見監督人」に、「被後見人の親族又は後見人」を「未成年被後見人、その親族若しくは未成年被後見人」に改め、「請求によつて」の下に「又は職権で」を加え、同条の次に次の一條を加える。

第八百四十九條之二 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、成年被後見人、その親族若しくは成年被後見人の請求によつて、又は職権で、成年被後見監督人を選任することができる。

第八百五十八條を次のように改める。

第八百五十八條 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たつては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第八百五十九條の次に次の二條を加える。

第八百五十九條の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

第八百五十九條の三 成年後見人は、成年被後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、質貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

第八百六十一條に次の一項を加える。

後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

第八百六十三條第二項中「被後見人の親族」を「被後見人若しくはその親族」に改める。

第八百六十四條中「未成年者」を「未成年被後見人」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百六十七條第一項中「後見人は、未成年者」を「未成年被後見人は、未成年被後見人」に改める。

第八百六十八條中「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

改める。

第八百七十二條第一項中「未成年者」を「未成年被後見人」に、「後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十五條の次に次の章名及び節名を付する。

第五章の二 保佐及び補助

第一節 保佐

第八百七十六條を次のように改める。

第八百七十六條 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の次に次の四條及び一節を加える。

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

第八百七十六條の三 家庭裁判所は、必要があるときは、第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、保佐人について準用する。

保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、必要があるときは、第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、保佐人について準用する。

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の

二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、第十一條本文に掲げる者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

本人以外の者の請求によつて前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

家庭裁判所は、第一項に掲げる者の請求によつて、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項、第八百六十二條及び第八百六十三條の規定は保佐の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十五條、第八百七十一條及び第八百七十三條の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二條の規定は保佐人又は保佐監督人と

被保佐人との間において保佐に關して生じた債権について準用する。

第二節 補助

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

第八百七十六條の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から第八百四十七條までの規定は、補助人について準用する。

補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

第八百七十六條の八 家庭裁判所は、必要があるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求によつて、又は職権で、補助監督人を選任することができる。

第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十二條の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをすることに同意する」と読み替えるものとする。

第八百七十六條の九 家庭裁判所は、第十四條第

一項本文に掲げる者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることが出来る。

第八百七十六條の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

第八百七十六條の十 第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六條の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三條の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に關して生じた債権について準用する。

第九百十七條中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改める。

第九百六十二条中「及び第十二條を」、「第十二條及び第十六條」に改める。

第九百六十九條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「立会」を「立会い」に改め、同条第三号中「読み聞かせ」の下に「又は閲覧させ」を加え、同条第四号中「おす」を押すに改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「附記」を「付記」に改め、同条第五号中「附記」を「付記」に、「おす」を押すに改め、同条の次に次の一條を加える。
第九百六十九條の二 口がきけない者が公正証書

によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述」又は「自書」とする。

前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

第九百七十二條第一項中「言語を発することができない」を「口がきけない」に改め、「住所を」の下に「通訳人の通訳により申述し、又は」を加え、同条第二項中「公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を」第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨に改め、「記載して、」の下に「第九百七十条第一項第四号に規定する」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。

第九百七十三條第一項中「禁治産者が本心に復し」を「成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復し」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「心神喪失の状況」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態」に、「附記」を「付

記」に、「おさなければ」を「押さなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。
第九百七十四條中「左」を「次に」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九百七十六條第一項中「立会を以て」を「立会をもつて」に改め、「読み聞かせ」の下に「又は閲覧させ」を加え、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。

第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

第九百七十九條第二項中「前項」を「前二項」に、「おし、且つ」を「押し、かつ」に改め、同条第三項中「第九百七十六條第三項」を「第九百七十六條第五項」に、「これを」を「ついで」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

口がきけない者が前項の規定によつて遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

第九百九條中「無能力者」を「未成年者」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

ただし、第九百六十九條、第九百七十二條、第九百七十六條及び第九百七十九條の改正規定、第九百六十九條の次に一條を加える改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（民法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の民法（次条において「新法」という。）の規定は、次条第三項の規定による場合を除き、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の民法（次条において「旧法」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

（禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置）

第三条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年被後見人及び成年被後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第八百四十六條、第九百七十四條及び第九百九條の改正規定を除き、なお従前の例による。

4 旧法の規定による禁治産又は準禁治産の宣告の請求（この法律の施行前に当該請求に係る審

判が確定したものを除く。は、新法の規定による後見開始又は保佐開始の審判の請求とみなす。

理由

高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を創設するとともに、聴覚又は言語機能に障害がある者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができるようになること等を内容とする遺言の方式の改正をする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)に 関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、これに加えて補助の制度を創設するとともに、聴覚又は言語機能に障害のある者が手話通訳等により公正証書遺言をすることができるようになるため、民法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 禁治産及び準禁治産の制度の改正等

(一) 禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、本人の行為のうち日常生活

活に関する行為を成年後見人等の取消権の対象から除外するとともに、新たに保佐人に取消権及び代理権を付与するものとする。

(二) 軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を新設し、本人の申立て又は同意を要件として、当事者が申し立てた特定の法律行為について、補助人に同意権・取消権又は代理権を付与することができるものとする。

(三) 家庭裁判所が適任者を成年後見人等に選任することができるようになるため、配偶者が当然に後見人等となる旨を定める現行の規定を削除し、成年後見人等に複数の者又は法人を選任することができるようになるための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記するものとする。

(四) 成年後見人等は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとする。

(五) 成年後見監督人に加えて、保佐監督人及び補助監督人の制度を新設するものとする。

2 公正証書遺言等の方式の改正

聴覚又は言語機能に障害がある者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができるようになるとともに、秘密証書遺言、死亡危急者遺言及び船舶遺言等についても、手話通訳によりこれらの方式の遺言をすることができるようになるため、所要の規定

の整備を行うものとする。

3 施行期日

この法律は、平成十二年四月一日から施行するものとする。ただし、公正証書遺言等の方式に関する改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、禁治産及び準禁治産の制度を後見及び保佐の制度に改め、軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度を創設するとともに、聴覚又は言語機能に障害がある者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができるようになること等を内容とする遺言の方式の改正をする等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十一年七月二日

法務委員長 杉浦 正健
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

民法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府は、新しい成年後見制度の実施に当たっては、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の改正の理念が制度の運用に十分反映される

よう、新制度の趣旨・内容について、福祉関係者、司法関係者等の関係者に十分周知徹底されるよう努めること。

二 新設の補助の制度に関しては、本人の自己決定を尊重する法の趣旨にかんがみ、補助開始の審判、補助人への同意権・代理権の付与及びその範囲について出来る限り本人の意向を尊重し適性な運用を期するように配慮されたい。

三 成年後見人等の選任に当たり、本人との利害関係の有無を考慮事情とする法の趣旨にかんがみ、成年後見人等となる法人及びその代表者と本人との利害関係及び利益相反の有無の確認について適正な運用を期するように配慮されたい。

四 政府は、後見等による事務費の負担、NPO等関係諸団体への支援、後見人等の研修など、後見制度がより有効に機能するように実施体制の整備に努めること。

五 政府は、後見登記等の利用者の利便の向上に資するため、登記の申請数等を勘案しつつ、利用者にとって利用しやすい登記所の体制の整備に努めること。

六 政府は、新しい成年後見制度について、その運用状況、高齢者・障害者をめぐる社会の状況等を勘案し、必要に応じて制度についての見直しを行うこと。

七 政府は、聴覚又は言語機能に障害がある者が公正証書遺言をすることを可能とした本改正の趣旨・内容について、周知徹底を図るとともに、その適正な運用につき公正証書人等を指導すること。

任意後見契約に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年三月十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

任意後見契約に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをすることともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二 本人 任意後見契約の委任者をいう。

三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式

の公正証書によつてしなければならない。

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本人が未成年者であるとき。

二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者

ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)を取り消さなければならない。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人

がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務(以下「任意後見人の事務」という。)を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

一 任意後見人の事務を監督すること。

二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告すること。

三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をするにと。

四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表する

こと。

2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)

第八条 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によつて、任意後見契約を解除することができる。

2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所

の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるとき限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の對抗要件)

第十一条 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

(家事審判法の適用)

第十二条 家事審判法(昭和二十二年法律第五百五十二号)の適用に関しては、第四条第一項、第四項及び第五項の規定による任意後見監督人の選任、同条第二項の規定による後見開始の審判等の取消し、第七条第三項の規定による報告の徴収、調査命令その他任意後見監督人の職務に関する処分、同条第四項において準用する民法第八百四十四条、第八百四十六条、第八百五十九条の二第一項及び第二項並びに第八百六十二条の規定による任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人が数人ある場合におけるその権限の行使についての定め及びその取消し並びに任意後見監督

人に対する報酬の付与、第八条の規定による任意後見人の解任並びに第九条第二項の規定による任意後見契約の解除についての許可は、家事審判法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

(最高裁判所規則)

第十三条 この法律に定めるもののほか、任意後見契約に関する審判の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理 由

高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをすることと、任意後見人に対する監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

任意後見契約に関する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをすることと、任意後見人に対する監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 任意後見契約の方式及び効力
任意後見契約において、本人は、任意後見人に対し、精神上の障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護又は財産の管理に關する事務について代理権を付与することができる。この契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時からその効力が生ずるものとする。また、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることを要するものとする。

2 任意後見監督人の選任
任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見契約の受任者の請求により、任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせるものとする。

3 本人の意思の尊重等
任意後見人は、その事務を行うに当たり、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないものとする。

4 任意後見監督人の職務等
任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務に關して家庭裁判所に定期的に報告をするとともに、随時、任意後見人の事務について調査すること等を職務とし、家

庭裁判所は、任意後見人に不正な行為その他不適任な事由があるときは、任意後見監督人等からの請求により、任意後見人を解任することができるものとする。

5 後見、保佐及び補助との関係
任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるとき限り、後見開始の審判等を行うことができるものとする。

6 任意後見人の代理権消滅の對抗要件
任意後見人の代理権消滅は、登記をしなければ善意の第三者に対抗することができないものとする。

7 施行期日
この法律は、平成十二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由
本案は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図るため、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをすることと、任意後見人に対する監督に關し必要な事項を定めることにより、任意後見制度を創設しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年七月二日

法務委員長 杉浦 正健
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

平成十一年七月六日 衆議院會議録第四十三号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

一四

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年三月十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律の一部改正)

第一条 公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七百九十二条第三項中「無能力者、聾者、啞者」を「未成年者、成年被後見人、被保佐人」に改める。

(法例の一部改正)

第二条 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「無能力者」を「能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産者」を「後見開始ノ審判」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「宣告」を「審判」に改め、同条第二項中「禁治産ノ原因」を「後見開始ノ審判ノ原因」に、「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第五条中「準禁治産者」を「保佐開始ノ審判及び補助開始ノ審判」に改める。

第二十四条第二項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二十五条中「保佐」を「保佐及び補助」に改める。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第三条 人事訴訟手続法(明治三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に、「又ハ保佐人」を、「保佐人又ハ補助人」に改め、同条第二項及び第三項中「無能力者」を「訴訟行為ニ付キ能力ノ制限ヲ受ケタル者」に改める。

第四条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見監督人」を「成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見人ガ禁治産者ノ配偶者ニ非ザルトキ」を「成年被後見人ガ成年被後見人ノ配偶者ナルトキ」に、「後見人ハ禁治産者」を「成年被後見監督人ハ成年被後見人」に改める。

第二十八条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「後見監督人」を「成年被後見人」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正)

第四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四百三十八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(不動産登記法の一部改正)

第五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一百十号ノ四中「破産、禁治産、準禁治産」を「破産ノ宣告、後見開始若クハ保佐開始ノ審判」に改める。

(商法の一部改正)

第六条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第五号を次のように改める。

五 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト
第六十一条第三項中「禁治産ノ宣告」を「後見開始ノ審判」に改める。

第二百五十四号ノ二第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又ハ被保佐人
第五百四十条第二号中「禁治産」を「営業者ガ後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト」に改める。

(公証人法の一部改正)

第七条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第十六条中「乃至第三号」を「又ハ第二号」に改める。

第二十二号第二号中「又ハ被保佐人」を、「保佐人又ハ補助人」に改める。

第二十六号中「無能力」を「能力ノ制限」に改める。

第三十四条第三項第六号中「保佐人」の下に「補助人」を加える。

(弁理士法等の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 弁理士法(大正十年法律第百号)第五条第五号

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百五十二号の二十八第三項第一号

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第二十八号の四第九号イ

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四号第一項第一号

五 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第四号第一号

六 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第四条第二号

七 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十七号第一項

八 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四条第二号

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第九条第二項第六号イ及び第九十六号第一号

十 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)第二十五条の三第一項第三号イ

十一 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第四条第一号

十二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第百四十四号)第二十八号第五項第一号

十三 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第八十四号第二項第一号

十四 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第三条第一号

十五 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第六号第一号

十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十八号)第七号第一項第三号

十七 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三条第一項第五号

十八 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)
 第三号第一号
 十九 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三号第一号第三号
 二十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六号第三号
 二十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第七号第一号第一号
 二十二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第六号第三号
 二十三 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三号第三号第三号
 二十四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三号第一号
 二十五 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第四十四号)第六号第一号第六号
 二十六 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十二号第二号第三号
 二十七 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第十九号第五号
 二十八 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第九号第一号第五号
 二十九 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第六号第一号第四号

三十 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第三十二号第一号第五号
 三十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六号第六号
 三十二 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二十一号第一号
 三十三 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二百六十五号の十六号第二号、第二百七十九号第一号第五号及び第二百八十九号第一号第五号
 三十四 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第三号第一号
 三十五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十一号第一号
 三十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第八号第一号第三号
 三十七 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第六十六号)第五号第七号
 三十八 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第一号)第八号第一号
 (未成年者飲酒禁止法の一部改正)
 第九号 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
 第四号を次のように改める。
 第四号 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス
 (信託法の一部改正)
 第十号 信託法(大正十一年法律第六十二号)の一

部を次のように改正する。
 第五号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。
 第四十二号第一項中「破産、禁治産者ハ準禁治産ノ宣告」を「破産ノ宣告若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判」に改める。
 (恩給法等の一部改正)
 第十一号 次に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。
 一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七号第二号
 二 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第五号第二号
 三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第八号第二号
 四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第八十号第一号第二号
 五 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第六号第二号
 六 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)第十八号第一号第一号
 七 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)第十三号第二号
 八 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第五号第三号
 九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第五号第一号第三号
 十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第六十六号)第六号

第四号
 (手形法等の一部改正)
 第十二号 次に掲げる法律の規定中「無能力ト為リタル」を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に改める。
 一 手形法(昭和七年法律第二十号)第十八号第三号
 二 小切手法(昭和八年法律第五十七号)第二十三号第三号
 (著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)
 第十三号 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
 第十四号を次のように改める。
 第十四号 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十号乃至第十二号ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ刑ヲ科ス
 第十五号を削る。
 (帝都高速度交通営団法の一部改正)
 第十四号 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第十四号ノ六中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。
 (学校教育法の一部改正)
 第十五号 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
 第九号第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。
 一 成年被後見人又は被保佐人

平成十一年七月六日 衆議院會議録第四十三号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

一六

第二十二條第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「初からし」を「初めからし」に、「終り」を「終わり」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第十六條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人であるときは、その代表者)」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産、準禁治産又はを削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(国会議員法の一部改正)

第十八條 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第二條第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「終らない」を「終わらない」に改め、同条第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに」に、「者の外」を「者のほか」に、「つく」を「就く」に改める。

(船員法の一部改正)

第十九條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一

部を次のように改正する。

第三百三十五條第一項ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第二十條 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又はを削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三十八條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「除くの外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第三十八條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(家事審判法の一部改正)

第二十一條 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項甲類第二号中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加え、「禁治産の宣告」を「後見開始の審判」に、「取消」を「取消し」に改め、同項甲類第二号中「第十二條第二項及び第十三條」を「第十一條、第十二條第二項及び第十三條」に改め、同項甲類第二号中「第八百七十六條の四第一項、第十三條並びに第八百七十六條の四第一項及び第三項」に、「準禁治産の宣告を、保佐開始の審判」に、「取消その他の準禁治産を」を「取消しその他の保佐」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 民法第十四條第一項、第十六條第一

項及び第三項、第十七條、第八百七十六條の九第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百七十六條の四第三項の規定による補助開始の審判、その取消しその他の補助に関する処分

二の三 民法第十八條の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の取消し

第九條第一項甲類第七号の二中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同項甲類第十四号から第十九号までを次のように改める。

十四 民法第八百四十條、第八百四十三條第一項から第三項まで(同法第八百七十六條の二第二項及び第八百七十六條の七第二項において同法第八百四十三條第二項及び第三項の規定を準用する場合を含む。)、第八百四十九條、第八百四十九條の二、第八百七十六條の二第一項、第八百七十六條の三

第一項、第八百七十六條の七第一項又は第八百七十六條の八第一項の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の選任

十五 民法第八百四十四條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)、の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の辞任についての許可

十六 民法第八百四十六條(同法第八百五十二條、第八百七十六條の二第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の七

第二項及び第八百七十六條の八第二項において準用する場合を含む。)、の規定による後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任

十七 民法第八百五十三條第一項ただし書(同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。)、の規定による財産目録の調製の期間の伸長

十八 民法第八百五十九條の二第一項及び第二項(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)、の規定による数人の成年被後見人、成年被後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し

十九 民法第八百五十九條の三(同法第八百五十二條、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する場合を含む。)、の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人の居住用不動産の処分についての許可

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項」に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項」に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項」に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に

第九條第一項甲類第二十号中「第八百六十七條第二項」を「第八百五十二條、第八百六十七條第二項、第八百七十六條の三第二項、第八百七十六條の五第二項、第八百七十六條の八第二項及び第八百七十六條の十第一項」に改め、「後見人」の下に、「後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」を加え、同項甲類第二十一号中「第八百七十六條第二項」の下に

「第八百七十六条の五第二項及び第八百七十六条の十第一項を加え、「後見の事務の」を「後見、保佐又は補助の事務の」に、「後見の事務を」、当該事務に、「後見の事務に」を当該事務に」に改め、同項甲類第二十二号中「第八百七十七条但書」を「第八百七十七条ただし書（同法第八百七十六条の五第三項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。）に改め、同項甲類第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 民法第八百七十六条の二第三項又は第八百七十六条の七第三項の規定による臨時保佐人又は臨時補助人の選任

第九条第一項甲類第三十三号中「第九百七十六条第二項又は第九百七十九条第二項を」第九百七十六条第四項又は第九百七十九条第三項に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二十二條 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六條、第二十七條第四項、第二十八條第一項、第三十條第一項、第三十三條の四第四号及び第三十三條の七中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第三十三條の八中「後見人」を「未成年後見人」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

（戸籍法の一部改正）
第二十三條 戸籍法（昭和二十二年法律第二百一

十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「無能力」を「能力の制限」に改める。

第三十二條第一項中「無能力者」を「未成年者又は成年被後見人」に改め、同条第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第二十四條 公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同条第二号中「禁治」を「禁錮」に、「終りを」に改め、同条第七号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十八條の次に次の一条を加える。

（登録拒否の事由）

第十八條の二 心身の故障により公認会計士若しくは会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士若しくは会計士補の信用を害するおそれがある者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

第十九條第三項中「できる者」の下に「であり、かつ、登録を受けることができる者」を加え、「行ない」を「行い」に改め、「できない者」の下に「又は登録を受けることができない者」を加

える。

第二十一條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号中「第四条各号の一」を「公認会計士又は会計士補が第四条各号のいずれかに改め、同条に次の一号を加える。

四 公認会計士又は会計士補が心身の故障により公認会計士又は会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

第二十一條に次の二項を加える。
2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。

3 第十九條第四項並びに第十九條の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

（大麻取締法の一部改正）

第二十五條 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二十六條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改め、同条第

七号中「取調」を「取調べ」に、「但し」を「ただし」に改める。

（檢察審査会法の一部改正）

第二十七條 檢察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五條中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「但し」を「ただし」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とする。

第七條中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

（競馬法等の一部改正）
第二十八條 次に掲げる法律の規定中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第二十三條の十三
二 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第十三條

三 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）第五條第四項

四 科学技術会議設置法（昭和三十四年法律第四号）第七條第四項

五 宇宙開発委員会設置法（昭和四十三年法律第四十号）第七條第四項

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十八條第四項

七 北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）第十一條
八 地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第十五條第四項

平成十一年七月六日 衆議院會議録第四十三号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

一八

九 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第六條第四項

十 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十号)第三十九條第五項

(医師法等の一部改正)

第二十九條 第一号に掲げる法律の規定中「禁治産者、準禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人」に改め、第二号に掲げる法律の規定中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、第三号に掲げる法律の規定中「左に」を「次に」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條及び齒科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三條

二 醫師法第十三條及び齒科醫師法第十三條
三 醫師法第十四條及び齒科醫師法第十四條
(医療法等の一部改正)

第三十條 次に掲げる法律の規定中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に改める。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十六條の二第二項

二 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十三條

三 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)第三十二條第二項

四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第五條

(建設業法の一部改正)

第三十一條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「第十一号までの一」を「第十一号までのいずれかに」に改め、同條第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同條第九号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに」に改める。

第二十五條の四中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同條第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同條第二号中「終り」を「終わり」に改める。

(人権擁護委員法の一部改正)

第三十二條 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、第一号を削り、同項第二号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に、「当る」を「当たる」に改め、同項を同項第一号とし、同項第四号を同項第三号とする。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三十三條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「禁治産、準禁治産若しくは」を削り、「禁」を「禁錮」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三十四條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項ただし書中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 成年被後見人又は被保佐人

(労働組合法の一部改正)

第三十五條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條の四第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの」に改め、各号を削る。

第十九條の七第一項中「第十九條の四第一項各号のいずれかを」を「第十九條の四第一項に規定する者」に改める。

第三十一條第二項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人であるときは、その代表者)」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

(獣医師法の一部改正)

第三十六條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同條第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

(測量法の一部改正)

第三十七條 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五條の六第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「添附書類」を「添付書類」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前三号のいずれかに」に改める。

(土地改良法の一部改正)

第三十八條 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第三項中「禁治産者、準禁治産者及び禁」を「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三十九條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第六條中「左に」を「次に」に改め、同條第一号中「禁」を「禁錮」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 成年被後見人又は被保佐人。

第十三條の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條第一項中「して」とあるとき「、」又は心身の故障により弁護士職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第四十條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第四條第三号中「取消」を「取消し」に、「但し」を「ただし」に改める。

(簡易郵便局法の一部改正)

第四十一條 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條の二中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同條第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第三條の二第七号中「前号までの一」を「前号までのいずれかに」に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第四十二條 国際観光ホテル整備法(昭和二十四

平成十一年七月六日 衆議院會議録第四十三号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

二〇

二号のいずれかに改め、同条第二項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「第一号、第二号又は前号」を「前三号のいずれかに改める。(保護司法の一部改正)

第五十二条 保護司法(昭和二十五年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第四条第二号中「禁」を「禁錮」に改める。
(クリーニング業法の一部改正)

第五十三条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(地方税法の一部改正)

第五十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第九号及び第二十九号第一項第九号中「心神喪失の」を「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改める。

第四百七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第三号中「外、禁」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終わつて」に改める。

第四百二十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第三号

中「外、禁」を「ほか、禁錮」に、「終つて」を「終わつて」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第五十五条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第七号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の一」を「前各号のいずれかに改め、同項第八号中「第六号までの一」を「第八号までのいずれかに改める。

第四百四十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。

(地方公務員法の一部改正)

第五十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九号第三項中「第十六条各号(第四号を除く)」を「第十六条第二号、第三号若しくは第五号を除く」を「第十六条第二号、第四号又は第五号」に改める。

第十六条中「左の」を「次の」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第十六条第二号中「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第五十七条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二十九号)に

号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(行政書士法の一部改正)

第五十八条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第七条第二項中「行政書士が引き続き二年以上業務を行わないときは」を「行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 引き続き一年以上行政書士の業務を行わないとき。

二 心身の故障により行政書士の業務を行うことができないとき。

(海事代理士法の一部改正)

第五十九条 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第三条第三号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わりに改め、同条第五号中「まつ消」を「抹消」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六十条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人
第八十六条中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第六十一条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人
第四十一条第三項第二号中「禁」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同項第三号中「禁」を「禁錮」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第六十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同条第一号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第六十四条中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

(宗教法人法の一部改正)

第六十三条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十二号中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人
第二十二号第三号中「禁」を「禁錮」に、「終

るを「終わる」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第六十四条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わる」に改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改め、同項第五号中「前四号の」を「前各号のいずれかに」に改める。

第七条の二中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第七條の二第二号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わる」に改め、同条第三号中「取消」を「取消し」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第六十五条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十九條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わる」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の」を「前二号のいずれかに」に改め、同項第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第六十六条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律

第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第七條第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同条第二号中「禁

錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

第六十一條第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「及び保佐人」を「保佐人及び補助人」に改める。

(税理士法の一部改正)

第六十八條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第二十五條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「判明したとき」の下に「又は第二十四條第六号に規定する者に該当するに至つたとき」を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第六十九條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁治産者若

しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前各号の」を「前各号のいずれかに」に改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに」に改める。

第十八條第一項ただし書中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第五十二條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同条第七号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律等の一部改正)

第七十條 次に掲げる法律の規定中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、「禁治産、準禁治産又は」を削り、「禁」を「禁錮」に改める。

一 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第百七十七号)第十一條第一項

二 公安審査委員会設置法(昭和二十七年法律第二百四十二号)第七條

三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第百三十八号)第二十四條

(旅行業法の一部改正)

第七十一條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改め、同項第五号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第六号中「前号の」を

「前号のいずれかに」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第七十二條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同項第二号中「禁」を「禁錮」に改める。

(酒税法の一部改正)

第七十三條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十條中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「因る」を「よる」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に改め、「法定代理人」の下に「酒類の製造又は販売に係る営業に關し代理權を有するものに限る」を加え、同条第四号中「申請者」の下に「又は前号に規定する法定代理人」を加え、同条第七号中「終り」を「終わる」に改め、同条第八号中「終つた」を「終わった」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第七十四條 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第三條第三項第六号中「前各号の」を「前各

号のいずれかに改める。

第五十条第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第二号中「へまでの一」を「へまでのいずれかに改め、同号二を次のように改める。

二 成年被後見人

第五十条第二項第二号中「へまでの一」を「へまでのいずれかに改める。

(商工會議所法等の一部改正)

第七十五条 次に掲げる法律の規定中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改める。

を「成年被後見人」に、「準禁治産者」を「被保佐人」に、「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

一 商工會議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)第十五条第二項

二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百九号)第六十三條第四項

(武器等製造法の一部改正)

第七十六條 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「終り」を「終わりに」に改め、同号ロ中「取消を」取消しに改め、同号二を次のように改める。

二 成年被後見人

第五條第一項第五号ホ中「二までの一」を「二までのいずれかに改める。

(厚生年金保険法等の一部改正)

第七十七條 次に掲げる法律の規定中「第三百三十八條第四号」を「第三百三十八條第三号」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第四百七十七條第五項

二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第三百七十七條第五項

(警察法の一部改正)

第七十八條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第三十九條第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削り、同項第二号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第七十九條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第三十八條第一項第二号中「禁こ」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法等の一部改正)

第八十條 次に掲げる法律の規定中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、禁治産、準禁治産又は」を削る。

一 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第六十六号)第三十條

二 公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号)第九條

三 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第一百一十一号)第一百六條

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八十一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「準禁治産者又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第八十二條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第一号中「取消を」取消しに改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第十五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第一号中「取消を」取消しに改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第十五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第二十五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第一号中「取消を」取消しに改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第二十五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第六十一條の四中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

三 成年被後見人

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第二十五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第一号中「取消を」取消しに改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第二十五條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第四十四條の三中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第四十四條の三第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第五十一條の四中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五十一條の四第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第五十四條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第一号中「取消を」取消しに改め、同條第二号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わりに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五十四條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第六十一條の四中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

三 成年被後見人

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

三 成年被後見人

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

三 成年被後見人

第三十條第四号中「前各号の一」を「前三号のいずれかに改める。

第六十一条の四第四号中「前各号の」を「前三号のいずれかに改める。」

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第八十三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「取消を」取消しに改め、同条第二号中「基くを」基づくに、終りを」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第五条第五号中「前各号の」を「前各号のいずれかに改める。」

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第八十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出し中「取消を」取消しに改め、同条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。」

(特許法の一部改正)

第八十五条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一条)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し及び同条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第二項及び第四項中「准禁治産者」を「被保佐人」に改める。

第十六条第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改め、同条第三項中「准禁治産者」を「被保佐人」に改める。

第三百三十九条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「又は保佐人」を、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に改める。」

(自動車ターミナル法の一部改正)

第八十六条 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の」を「前二号のいずれかに改め、同条第四号中「前三号の」を「前三号のいずれかに改める。」

(知的障害者福祉法の一部改正)

第八十七条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十八条」を「第二十七条の三」に改める。

第六章中第二十八条の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第二十七条の三 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることが出来る。

(商業登記法の一部改正)

第八十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
第四十五条の前の見出しを「添付書面」に改

め、同条第二項中「後見人が未成年者」を「未成年後見人が未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「添附し」を「添付し」に改める。

第四十八条第一項第二号中「無能力者」を「被後見人」に改める。

第四十九条第二項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年被後見人が成年に達した」に改め、同項に後段として次のように加える。

成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたことによる消滅の登記の申請についても、同様とする。

第五十条の見出しを「添付書面」に改め、同

条第一項中「無能力者が能力者となつた」を「未成年被後見人が成年に達したこと、成年被後見人について後見開始の審判が取り消された」に、「添附し」を「添付し」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第八十九条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を削り、第三十二条を第三十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(審判の請求)

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることが出来る。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第九十条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和

三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第二号を次のように改める。

二 成年被後見人又は被保佐人

第十九条中「各号の」を「各号のいずれかに改める。」

第二十五条中「次の各号の」を「次の各号の

いずれかに改め、同条第六号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前各号の」を「前各号のいずれかに改め、同条第七号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに改める。」

(所得税法の一部改正)

第九十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十八号中「心神喪失の」を「精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く」に改め、同項第四十二号中「行なう」を「行う」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第九十二条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)を次のように改める。

第六条第四項中「行なう」を「行う」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(執行官法等の一部改正)

第九十三条 次に掲げる法律の規定中「又は保佐人」を、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人に改める。

一 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)第

三三條第三号

九条第二項第五号

(小型船舶造船業法の一部改正)

第九十四条 小型船舶造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前二号の」を「前二号のいずれかに改め、同項第四号中「前二号の」を「前三号のいずれかに改める。

(通関業法等の一部改正)

第九十五条 次に掲げる法律の規定中「次の各号の」を「次の各号のいずれかに」に、「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に、「前各号の」を「前各号のいずれかに」に改める。

一 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第六條

二 建築基準法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百号)第三條のうち、第四章の二に二節を加える改正規定中第七十七條の三十七に係る部分

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第九十六条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項及び第三十條中「各号の」を「各号のいずれかに」に、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第九十七條 公害紛争処理法(昭和四十五年法律

第百八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「禁治産者若しくは準禁治産者又は」を削る。

第四十二條の三第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第九十八條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第四号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同号へからちまでの規定中「ホまでの」を「ホまでのいずれかに」に改める。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)

第九十九條 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第八條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第三号を次のように改める。

三 成年被後見人

第八條第四号中「行なう」を「行う」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第一百條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

のいずれかに改め、同項第一号を次のように改める。

一 成年被後見人又は被保佐人

第六條第一項第六号中「前各号の」を「前各号のいずれかに」に改め、同項第七号及び第八号中「第五号までの」を「第五号までのいずれかに」に改める。

(たばこ事業法の一部改正)

第一百條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第三号中「除く」の下に。以下同じを加え、「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に關し代理權を有する者に限る。以下第十七條までにおいて同じ)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十三條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第五号中「營業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く」又は「禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号までの」を「前各号のいずれかに」に改める。

第十七條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第八号中「營業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く」又は「禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に改め、「第一号」の下に「又は前号」を加える。

第二十條中「前項」とあるのは「第二十條」との下に、同項第三号中「自ら輸入をした製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」とを加える。

第二十一條中「前項」とあるのは「第二十條」との下に、同項第三号中「自ら輸入をした製造たばこの販売」とあるのは「製造たばこの卸売販売」とを加える。

第二十二條第二項第三号中「營業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く」又は「禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(製造たばこの小売販売に係る營業に關し代理權を有する者に限る。以下同じ)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第二十三條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第七号中「營業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く」又は「禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「又は破産者」を「若しくは破産者」に改め、「あるとき」の下に「又はその法定代理人の代表者のうちに第一号若しくは第二号に規定する者若しくは破産者で復權を得ないものに該当する者があるとき」を加える。

第三十一條中「各号の」を「各号のいずれかに」に改め、同條第十一号中「營業に關し成年者と同一の能力を有する者を除く」又は「禁治産者」を「又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第六号又は第九号」を「第六号、第九号又は前号」に改める。

第九号又は前号」に改める。

第九号又は前号」に改める。

第九号又は前号」に改める。

第九号又は前号」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法の一部改正)

第二百二条 外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改める。

第三十条第二項中「していたとき」の下に「若しくは心身の故障により外国法律事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき」を加える。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法の一部改正)

第二百三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に關する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

(国会等の移転に關する法律等の一部改正)

第十四條 次に掲げる法律の規定中「禁治産、準禁治産若しくは」を削る。

一 国会等の移転に關する法律(平成四年法律第九十九号)第十五條第六項

二 地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)第十三條第四項

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律の一部改正)

第一百五條 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律(平成七年法律第六十五号)の一部

を次のように改正する。

第五條中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」改め、同條第四号を次のように改める。

四 成年被後見人

第五條第五号中「前各号の一」を「前各号のいずれかに」改める。

(塩事業法の一部改正)

第六條 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の製造に係る営業に關し代理権を有する者に限る。第七條第一項において同じ。)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第七條第一項第五号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「第一号から第三号まで」を「前各号」に改める。

第十六條第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

第十九條第二項第三号中「禁治産者」を「成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の特定販売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

第三十五條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十條第四項中「準禁治産者」を「被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人」を「後見人」に改める。

被後見人、被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人の氏名」を「法定代理人(塩の卸売に係る営業に關し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前号に規定する法定代理人が法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

(民事訴訟法の一部改正)

第二百七條 民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第三号中「又は保佐人」を「保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人」に改める。

第三十一條(見出しを含む)中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第三十二條の見出し中「準禁治産者」を「被保佐人、被補助人に改め、同條第一項中「準禁治産者又は法定代理人」を「被保佐人、被補助人(訴訟行為をする)につきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項及び第四十條第四項において同じ。又は後見人その他の法定代理人」に、「保佐人又は後見監督人」を「保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人」に改め、同條第二項中「準禁治産者又は法定代理人」を「被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人」に改める。

第三十五條第一項中「禁治産者」を「成年被後見人」に改める。

第四十條第四項中「準禁治産者」を「被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人」を「後見人」に改める。

見人」に改める。

第四十條第四項中「準禁治産者」を「被保佐人若しくは被補助人」に、「法定代理人」を「後見人」に改める。

見人」に改める。

その他の法定代理人」に改める。

第二百二十四條に次の一項を加える。

5 第一項第三号の法定代理人が保佐人又は補助人である場合にあつては、同号の規定は、次に掲げるときには、適用しない。

一 被保佐人又は被補助人が訴訟行為をすることについて保佐人又は補助人の同意を得ることを要しないとき。

二 被保佐人又は被補助人が前号に規定する同意を得ることを要する場合において、その同意を得ていないとき。

(日本銀行法の一部改正)

第八十八條 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「に掲げる場合」を削り、同項第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に關する法律の一部改正)

第九十九條 中小企業等投資事業有限責任組合契約に關する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三号を次のように改める。

三 後見開始の審判を受けたこと。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第一百十條 金融再生委員会設置法(平成十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号中「禁治産、準禁治産又は」を削る。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部改正)

第一百一十條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律(平成十一年七月六日 衆議院會議録第四十三号)

成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四章の次に一章を加える改正規定のうち第四十三条の六に係る部分中「各号の」を「各号のいずれかに」、「禁治産者」を「成年被後見人」に、「前三号の」を「前三号のいずれかに」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

2 附則第一条第一号に定める日が民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間は、新法第四十三条の六第三号中「成年被後見人」とあるのは、「禁治産者」とする。

(旧産業組合法の一部改正)

第一百二十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十九条の規定によりなお効力を有するとされる旧産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 後見開始ノ審判ヲ受ケタルコト

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一百一条の規定は、この法律の公布の日又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。(法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律の廃止)

第二条 法人において租税及び葉煙草専売に關し事犯ありたる場合に関する法律(明治三十三年法律第五十二号)は、廃止する。(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法第百三十八条の改正規定
二 第七条中公証人法第十四条及び第十六条の改正規定
三 第十四条の規定による帝都高速度交通営団法第十四条ノ六の改正規定
四 第十七条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十一条の改正規定
五 第二十条中国国家公務員法第五条第三項の改正規定
六 第二十八条の規定による競馬法第二十三条の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第四項、科学技術会議設置法第七条第四項、宇宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航空事故調査委員会設置法第六條第四項及び国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定
七 第三十一条中建設業法第二十五条の四の改正規定

八 第三十二条の規定による人権擁護委員法第七條第一項の改正規定
九 第三十三条の規定による犯罪者予防更生法第八條第一項の改正規定
十 第三十五条中労働組合法第十九条の四第一項及び第十九条の七第一項の改正規定
十一 第四十四条中公職選挙法第五条の二第四項の改正規定
十二 第五十条中建築基準法第八十条の二の改正規定
十三 第五十四条中地方税法第四百二十六条の改正規定
十四 第五十五条中商品取引所法第四十一条第一項の改正規定
十五 第五十六条中地方公務員法第九条第三項及び第八項の改正規定
十六 第六十七条中土地収用法第五十四条の改正規定
十七 第七十条の規定によるユネスコ活動に関する法律第十一条第一項、公安審査委員会設置法第七条及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四条の改正規定
十八 第七十八条の規定による警察法第七条第四項及び第三十九条第二項の改正規定
十九 第八十条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整委員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等に関する法律第六十六条の改正規定
二十 第八十一条の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の改正規定
二十一 第八十四条の規定による農林漁業団体

職員共済組合法第七十五条第一項の改正規定
二十二 第九十七条中公害紛争処理法第十六條第二項の改正規定
二十三 第一百四条の規定による国会等の移転に関する法律第十五条第六項及び地方分権推進法第十三条第四項の改正規定
二十四 第八八条の規定による日本銀行法第二十五条第一項の改正規定
二十五 第一百十條の規定による金融再生委員会設置法第九条第一号の改正規定
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律その他の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律ほか百八十の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律

その他の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十一年七月二日

法務委員長 杉浦 正健
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

後見登記等に関する法律案

国会に提出する。

平成十一年三月十五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

後見登記等に関する法律

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見(後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。)、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する任意後見契約の登記(以下「後見登記等」と総称する。)については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(登記所)

第二条 後見登記等に関する事務は、法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所(次条において「指定法務局等」という。が、登記所としてつかさどる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記官)

第三条 登記所における事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱う。(後見等の登記等)

第四条 後見、保佐又は補助(以下「後見等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することが出来る物を含む。第九条において同じ。)をもって調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 後見等の種別、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日
二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」と総称する。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)
三 成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」と総称する。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)
四 成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」と総称する。)が選任されたときは、その氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)

五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為
六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲
七 数人の成年後見人等又は数人の成年後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日
九 家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十五条の三第一項の規定による審判(同条第五項の裁判を含む。以下「保全処分」という。)に関する事項のうち政令で定めるもの
十 登記番号

2 後見等の開始の審判前の保全処分(政令で定めるものに限る。)の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、政令で定める事項を記録することによって行う。
(任意後見契約の登記)
第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所屬並びにその証書の番号及び作成の年月日
二 任意後見契約の委任者(以下「任意後見契約の本人」という。)の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあっては、国籍)
三 任意後見受任者又は任意後見人の氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)
四 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲

五 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは、その定め
六 任意後見監督人が選任されたときは、その

氏名及び住所(法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店)並びにその選任の審判の確定の年月日
七 数人の任意後見監督人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 任意後見契約が終了したときは、その事由及び年月日
九 保全処分に関する事項のうち政令で定めるもの
十 登記番号

(後見登記等ファイルの記録の編成)
第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後見等の開始の審判(以下「登記」という。)に記録されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。

一 第四条第一項第二号から第四号までに掲げる者 同項各号に掲げる事項
二 第五条第二号、第三号又は第六号に掲げる者 同条各号に掲げる事項
2 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更の登記を申請するこ

とができる。

(終了の登記)

第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に掲げる者は、成年被後見人等が死亡したことを知ったときは、終了の登記を申請しなければならない。

2 任意後見契約に係る登記記録に記録されている前条第二号に掲げる者は、任意後見契約の本人の死亡その他の事由により任意後見契約が終了したことを知ったときは、囑託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請しなければならない。

3 成年被後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、囑託による登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができる。

(登記記録の閉鎖)

第九条 登記官は、終了の登記をしたときは、登記記録を閉鎖し、これを閉鎖登記記録として、磁気ディスクをもって調製する閉鎖登記ファイルに記録しなければならない。

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下「登記事項証明書」という))の交付を請求することができる。

- 一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
- 二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監

督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録

三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録

四 保全処分に係る登記記録で政令で定めるものの

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。

- 一 未成年後見人又は未成年後見監督人、その未成年被後見人を成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの
- 二 成年後見人等又は成年後見監督人等、その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録
- 三 登記された任意後見契約の任意後見受任者、その任意後見契約の本人を成年被後見人等とする登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る登記記録で政令で定めるもの

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨を証明した書面(以下「閉鎖登記事項証明書」という))の交付を請求することができる。

- 一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録
- 二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監

督人であつた閉鎖登記記録

三 保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるもの

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等若しくは任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録又は第四条第二項に規定する保全処分に係る閉鎖登記記録で政令で定めるものについて、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数を納めなければならない。

- 一 登記を囑託する者
- 二 登記を申請する者
- 三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、登記印紙をもってしなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求)

第十三条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をするこ

とができる。

2 審査請求をするには、登記官に審査請求書提出しなければならない。

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第十四条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、後見登記等に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の公布の日いずれか遅い日から施行する。

(禁治産者及び準禁治産者についての経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「民法改正法」という。)附則第三条第一項の規定により成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、後見の登記を申請することができる。

2 民法改正法附則第三条第二項の規定により被保佐人若しくはその保佐人とみなされる者又は当該被保佐人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は、政令で定めるところにより、保佐の登記を申請することができる。

3 民法改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者について、民法改正法の施行後に確定した審判に基づく変更の登記又は終了の登記の嘱託がされた場合において、当該嘱託に係る登記事項を記録すべき登記記録がないときは、登記官は、職権で、当該者について前二項の登記をする。

4 登記官は、前三項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者に対し、その旨の通知をしなければならない。

5 戸籍事務を管掌する者は、前項の通知を受けたときは、法務省令で定めるところにより、当該通知に係る成年被後見人とみなされる者又は被保佐人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない。

(公証人法の一部改正)

第三条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「郵便料」の下に、「第五十七條ノ三ノ登記ノ手数料相当額(第三項ニ於テ登記手数料ト称ス)を加え、同条第三項中「郵便料」の下に、「登記手数料」を加える。

第四條中第五十七條ノ二の次に次の一条を加える。

第五十七條ノ三 公証人任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第 号)第三条ニ規定スル証書ヲ作成シタルトキハ登記所ニ任意後見契約ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ嘱託書ニハ証書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

(家事審判法の一部改正)

第四條 家事審判法の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「審判で最高裁判所の定めるものを」と審判(戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所の定めるものに限る。以下この条において同じ。に、「含む。で最高裁判所の定めるものを」と含む。に改め、「管掌する者」の下に「又は登記所を」と記載の下に「又は後見登記等に関する法律に定める登記」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第五條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「後見」を「未成年者の後見」に改める。

第三十二條第二項を削る。

「第八節 親権及び後見」を「第八節 親権及び未成年者の後見」に改める。

第八十一條第一項中「後見開始」を「民法第八百三十八條第一号に規定する場合に開始する後見(以下「未成年者の後見」という。)の開始」に改め、「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十二條中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十三條中「後見人」を「未成年後見人」に改め、「添付し」を「添付し」に改める。

第八十四條中「後見終了」を「未成年者の後見の終了」に改め、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八十五條中「後見人」を「未成年後見人」に改め、「後見監督人及び保佐人」を「未成年後見監督人」に改める。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行前に生じた事由による前条の規定による改正前の戸籍法第八十一條、第八十二條及び第八十四條(同法第八十五條において準用する場合を含む。)の届出については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 民法改正法附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人については、前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙をもつてする成人金納付に関する法律の一部改正)

第七條 印紙をもつてする成人金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第八号中「第三條第一項若しくは」を「第三條第一項」に改め、「第十五條第一項」の下に「若しくは後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一條第一項」を加え、同条第二項中「及び債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第八條 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三章中第十條の次に次の一条を加える。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十條の二 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五條を第十六條とし、第十四條を第十五條とし、第十三條を第十四條とし、第十二條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三條 後見登記等ファイル及び閉鎖登記

ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第 号)の規定は、適用しない。
附則第一条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条の二の規定 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日平成十二年四月一日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

理 由

民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改めること並びに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法に代わる後見、保佐及び補助の登記並びに任意後見契約の登記に関する登記手続を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

後見登記等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を後見、保佐及び補助の制度に改め、新たに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法に代わる新たな登記制度を創設し、その登記手続、登記事項の開示方法を定めるものである。

なお、この法律は、平成十二年四月一日から施行するものである。

二 議案の可決理由
本案は、民法の禁治産及び準禁治産の制度を

後見、保佐及び補助の制度に改めること並びに任意後見制度を創設することに伴い、禁治産及び準禁治産の宣告を戸籍に記載する公示方法に代わる後見、保佐及び補助の登記並びに任意後見契約の登記に関する登記手続を整備する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
平成十一年七月二日
法務委員長 杉浦 正健
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国会法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
平成十一年七月六日
提出者
議院運営委員長 中川 秀直

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第十一章の次に次の一章を加える。

第十一章の二 衆議院の憲法調査会

第二百一条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける。

第二百一条の七 前条に定めるもののほか、衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決によりこれを定める。

附 則

1 この法律は、次の常会の召集の日から施行す

る。
2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第八条の二中「調査会長」の下に「並びに衆議院の憲法調査会長」を加える。
3 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第六条中「調査会」の下に「衆議院の憲法調査会」を加える。

理 由

日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院憲法調査会規程案

右の議案を提出する。
平成十一年七月六日
提出者
議院運営委員長 中川 秀直

衆議院憲法調査会規程

(設置の趣旨)
第一条 憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うものとする。

(報告書)
第二条 憲法調査会は、前条の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長からこれを議長に提出するものとする。

2 憲法調査会は、調査の経過を記載した中間報告書を作成し、会長からこれを議長に提出することができる。
3 議長は、第一項の報告書及び前項の中間報告書を印刷して、各議員に配付する。
(委員数)
第三条 憲法調査会は、五十人の委員で組織する。
(委員)
第四条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。
2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。
3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。
4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。
(会長)
第五条 憲法調査会の会長は、憲法調査会において委員が互選する。
2 衆議院規則第二百一条及び第二百二条の規定は、会長について準用する。
第六条 会長は、憲法調査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法調査会を代表する。
(幹事)
第七条 憲法調査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。
2 会長は、憲法調査会の運営に関し協議するため、幹事会を開くことができる。

3 衆議院規則第三十八條第二項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

第八条 憲法調査会は、小委員会を設けることができる。

2 衆議院規則第九十條の規定は、小委員会について準用する。

(開会)

第九条 憲法調査会は、会期中であると開会中であるとを問わず、いつでも開会することができ

第十条 会長は、憲法調査会の開会の日時を定める。

(定足数)

第十一条 憲法調査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(委員の発言)

第十二条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(委員でない議員の意見聴取)

第十三条 憲法調査会は、調査中の案件に関し、委員でない議員に対し必要と認めるとき又は委員でない議員の発言の申出があったときは、その出席を求めて意見を聴くことができる。

(委員の派遣)

第十四条 憲法調査会において、調査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならぬ。

(国務大臣等の出席説明)

第十五条 憲法調査会は、調査のため必要がある

ときは、議長を経由して、国務大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長の出席説明を求めることができる。

(報告又は記録の提出)

第十八条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

(公聴会)

第十七条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 衆議院規則第七十八條及び第七十九條の規定は、公聴会について準用する。

(参考人)

第十八条 憲法調査会は、調査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の秩序保持)

第十九条 委員が憲法調査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法調査会を終るまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(休憩及び散会)

第二十条 会長は、憲法調査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

(懲罰事犯の報告等)

第二十一条 会長は、憲法調査会において、懲罰事犯があると認めるときは、これを議長に報告し処分を求める。

2 衆議院規則第二百三十五條の規定は、憲法調査会における懲罰事犯について準用する。

(会議の公開及び傍聴)

第二十二條 憲法調査会の会議は、公開とする。ただし、憲法調査会の決議により非公開とすることができる。

2 会長は、秩序保持のため、傍聴を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

第二十三條 憲法調査会は、会議録を作成し、会長及び幹事がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第十九條の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

(事務局)

第二十四條 憲法調査会の事務を処理させるため、憲法調査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(細則)

第二十五條 この規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法調査会の議決によりこれを定める。

附 則

この規程は、国会法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

衆議院會議録第五号中正誤

ページ 段行 誤 正 政策本意 政策本位

同 第十九号中正誤

ページ 段行 誤 正 調査 調査書

同 第三十三号中正誤

ページ 段行 誤 正 厚生委員会 厚生委員長

三二五 厚生委員会 厚生委員長

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五
二番四号
大蔵省印刷局
東京港区虎ノ門二丁目

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
一一五円
一〇円